

令和7年度 和歌山県交通安全県民運動推進要綱

1 目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）までの間

3 主催

和歌山県、交通事故をなくする県民運動推進協議会

4 推進機関及び団体（以下「推進機関等」という）

別表のとおり

5 運動重点

- (1) こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- (2) 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底
- (4) 飲酒運転の根絶

6 交通安全運動及び交通安全指導の日

- (1) 各季の交通安全運動

運動名	期 間
春の全国交通安全運動	4月6日（日）から4月15日（火）
わかやま夏の交通安全運動	7月11日（金）から7月20日（日）
秋の全国交通安全運動	9月21日（日）から9月30日（火）
わかやま冬の交通安全運動	12月1日（月）から12月10日（水）

- (2) 県内一斉交通安全指導の日

名 称	実施日
こども安全の日	毎月1日
近畿交通安全デー	毎月15日
交通事故ゼロの日	毎月25日

- (3) 交通安全日（全国統一）

名 称	実施日
交通事故死ゼロを目指す日	4月10日（木）及び9月30日（火）

7 運動重点に関する主な推進項目

<p>(1) こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践</p>
<p>ア こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進 (イ) 「ゾーン 30 プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進 (ウ) 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進 (エ) 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進 <p>イ 歩行者の正しい横断方法の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールの周知 (イ) 歩行者が自らの安全を守るための交通行動として、運転者に横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めることに加え、運転者に横断歩行者保護の意識を向上させるため、停止した運転者に対し、会釈などで感謝の気持ちを伝えること等を促す「サイン+サンクス運動」の推進 (ウ) 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等から幼児・児童へ教育を促す取組の推進 (エ) 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進 (イ) 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65 歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進 (ウ) 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促す取組の推進
<p>(2) 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進</p>
<p>ア 運転者の歩行者優先意識等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進 (イ) 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進 (ウ) 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進 <p>イ ながら運転の根絶</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 運転中の携帯電話等の通話や注視の危険性についての広報啓発の推進 (イ) 業務中ながら運転による交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組の推進 <p>ウ 妨害運転等の防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進 (イ) ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進 <p>エ 高齢運転者の交通事故防止対策</p>

- (ア) 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響（反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下したりするなど）等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進
- (イ) 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発の推進
- (ウ) 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知に加え、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発により自主返納を促す取組の推進

オ 二輪車運転者に対する広報啓発

- (ア) 二輪車の特性（不安定で死角に入りやすいなど）の周知及び顎紐は緩みなくしっかりと締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- (イ) 若者層のみならず、中高年に対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進
- (ウ) ペダル付き電動バイクは、原動機を用いずペダル等のみを用いて走行させる場合でも一般原動機付自転車又は自動車の交通ルール（無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等）が適用されること及びナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入等が必要であることの広報啓発の推進

カ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- (ア) 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進
- (イ) シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法に関する広報啓発の推進
- (ウ) 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上のこどもへのチャイルドシート使用に関する広報啓発の推進
- (エ) 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

③ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

ア 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保

- (ア) 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- (イ) 夜間におけるライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けを促す取組の推進
- (ウ) 幼児同乗中の自転車の特性（重心が高く不安定であるなど）を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進
- (エ) 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進
- (オ) 自転車事故被害者の救済に資するため、「和歌山県自転車の安全利用の促進に関する条例」に基づく損害賠償責任保険等への加入促進

イ 自転車の交通ルール遵守と新たなルールの周知

- (ア) 車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとりた通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- (イ) 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進

<ul style="list-style-type: none"> (ウ) 特定小型原動機付自転車利用時の乗車用ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底 <ul style="list-style-type: none"> (7) シェアリング事業者、販売事業者等と連携した被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進 (イ) シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進
(4) 飲酒運転の根絶
<ul style="list-style-type: none"> ア 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、「和歌山県飲酒運転根絶に関する条例」等に基づく飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進 イ 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進

8 効果評価の実施

推進機関等は、都度その効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次年度以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めるものとする。

推進機関・団体		
和歌山県	市町村	和歌山県議会
和歌山県教育委員会	和歌山県公安委員会	和歌山県警察本部
近畿運輸局和歌山運輸支局	和歌山労働局	近畿地方整備局
和歌山県市長会	和歌山県市議会議長会	和歌山県町村会
和歌山県町村議会議長会	和歌山県市町村教育委員会 連絡協議会	和歌山県高等学校長会
和歌山県中学校長会	和歌山県連合小学校長会	和歌山県公民館連絡協議会
和歌山県経営者協会	和歌山県青年団協議会	和歌山県P T A連合会
和歌山県高等学校 P T A連合会	和歌山県公立幼稚園・ こども園長会	和歌山県私立幼稚園協会
和歌山県交通安全協会	和歌山県トラック協会	和歌山県タクシー協会
和歌山県バス協会	和歌山県自動車整備振興会	和歌山県自動車販売 交通安全対策推進協議会
和歌山県自転車軽自動車 商業協同組合	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部和歌山支社	南海電気鉄道(株) 和歌山事務所
有田鉄道株式会社	紀州鉄道株式会社	和歌山県建設業協会
和歌山県農協交通安全運動 推進協議会	和歌山砂利碎石 生産業協同組合	和歌山県保育連合会
和歌山県高速道路 交通安全協議会	和歌山県指定自動車 教習所協会	和歌山県交通安全母の会 連絡協議会
和歌山県交通指導員会 連絡協議会	和歌山青年会議所	和歌山バス株式会社
西日本高速道路株式会社 関西支社和歌山高速道路事務所	自動車事故対策機構 和歌山支所	自動車安全運転センター 和歌山県事務所
軽自動車検査協会 和歌山事務所	和歌山県軽自動車協会	和歌山県老人クラブ連合会
和歌山県交通運輸産業 労働組合協議会	和歌山県石油協同組合	和歌山県地域交通安全活動 推進委員連絡協議会
和歌山県交通遺児を 励ます会	和歌山電鐵株式会社	日本自動車連盟和歌山支部